

## 平成 27 年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園）
指定管理者名	アルビレックス新潟・都市緑花センターグループ （指定管理期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）
所在地	新潟市中央区清五郎 58 番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

## 事業実施計画書（目次）

- 1 管理運営方針
- 2 運営業務
  - ① 供用日・供用時間及び利用案内業務
  - ② 有料公園施設の運営業務
  - ③ 行為許可業務
  - ④ 利用料金の徴収等業務
  - ⑤ 利用促進・質の高いサービス提供業務
  - ⑥ 広報業務
  - ⑦ 意見聴取業務
  - ⑧ 地域・住民との連携業務
  - ⑨ 関係団体との連携業務
- 3-1 園地維持管理業務
  - ① 樹木等植物育成管理業務
  - ② 一般施設の維持管理業務
  - ③ 清掃業務
  - ④ 巡視・点検業務
- 3-2 新潟スタジアム維持管理業務
  - ① 一般施設の維持管理業務
  - ② 清掃業務
  - ③ 巡視・点検業務
  - ④ 芝生管理業務
- 3-3 野球場維持管理業務
  - ① 一般施設の維持管理業務
  - ② 清掃業務
  - ③ 巡視・点検業務
  - ④ 人工芝管理業務
- 4 管理業務
  - ① 事業評価業務
  - ② 利用の禁止、制限業務
  - ③ 安全対策・緊急対応業務
- 5 自主事業
  - ① 物販事業
  - ② その他事業

## 6 管理体制

### ①職員体制

## 7 その他物品の使用等

### ①物品の使用・管理

### ②記録等の作成及び保管

### ③県内産業振興や雇用への配慮

### ④環境への配慮

## 1 管理運営方針

新潟県スポーツ公園は、鳥屋野潟南部開発計画において「総合スポーツゾーン」として位置づけられ整備された、国際大会やプロ競技等大規模大会から、誰でもが気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができ、また、鳥屋野潟や園内の緑や花等、子供から高齢者、また障がいを持たれている方までが自然に触れ合え、憩うことのできる全国に誇れる公園です。

私たちアルビレックス新潟・都市緑花センターグループは、『進化し続けるスポーツ公園』をテーマに以下の6項目の管理運営方針により安全、安心で多くの方より来園いただける公園を提供します。

### 【総合的な管理運営方針】

#### (1). 新潟県のスポーツの聖地

- ① ハイレベルのスポーツ大会やプロスポーツ興行を積極的に誘致します。
- ② 各競技団体と連携し、新潟県の競技力向上に寄与します。

#### (2). 気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる賑わいのある公園

- ① 広く自然が豊富な園内で、様々なスポーツが楽しめ歓声が「こだま」する公園を目指します。
- ② 手ぶらで来園してもスポーツが楽しめる環境を整えます。

#### (3). 文化活動などの舞台

- ① スタジアムを活用した大規模コンサートを誘致します。
- ② 県民の誰もが音楽等を発表できる場を設けます。

#### (4). 地域との連携強化

- ① 様々なイベントを誘致あるいは開催することで地域経済の活性化に寄与します。
- ② 新潟県等との連携の他、地域の一員として周辺住民、周辺施設とコミュニケーションを深めます。

#### (5). 貴重な自然を守り緑に親しむ

- ① 園内の自然をネイチャーゲームなどを通じて、県民の皆様に紹介します。
- ② 利用者の協力を得て共に花壇を整備し、また、緑や花に関する講習会を開催します。

#### (6). 安全で安心な公園

- ① 来園者に安全・安心な公園を提供します。
- ② ②防災拠点としての機能を発揮します。

## 2 運営業務

### ①供用日・供用時間及び利用案内業務

#### 【園地】

#### (1). 供用日及び供用時間

① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

ア) 園地

常時開放

イ) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

供用日；多目的運動広場(北側) は平成27年4月1日から10月25日まで

多目的運動広場(南側) は平成27年5月11日から11月15日まで

供用時間：多目的運動広場(北側) は午前9時から午後5時まで、多目的運動広場(南側) は午前9時から午後10時まで

ウ) レストハウス、ビジターハウス

供用日；平成27年4月1日から12月28日、1月4日から3月31日

供用時間：午前9時から午後5時まで

② ただし、①によらず以下の場合には施設の供用時間を変更あるいは閉鎖します。

ア) 多目的運動広場（専用使用の場合に限る）

管理者の必要と認める日に限り、

- ・多目的運動広場(北側) は午前7時から午後5時まで、5月11日から8月31日までは午前7時から日没（最大午後7時）まで延長します。
- ・多目的運動広場(南側) は午前7時から午後10時まで延長します。

イ) 第1駐車場

平成27年4月から11月までと平成27年3月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します。（門扉の開閉により実施）

ウ) 第3駐車場

平成27年4月から11月の金曜日、土曜日、日曜日及び祝前日の、午後11時より翌日午前5時まで閉鎖します。（門扉の開閉により実施）また、12月から平成28年3月31日までの冬期間は閉鎖します。

エ) 長潟臨時駐車場

土曜日、日曜日、祝日、及びサクラの開花期や春・夏休み、公園内でのイベント開催日など公園利用が多数見込まれる平日の午前9時より午後5時（主催者の申請時間に応じ変更）まで開放します（門扉の開閉により実施）。ただし12月～2月の公園利用が少ない時期は閉鎖します。

## 【新潟スタジアム】

### (1). 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：専用利用の場合 午前9時から午後9時まで

専用利用以外の場合 午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を延長します。

ア) 陸上個人利用、会議室単独利用の延長

期間：平成27年4月1日から12月28日までの火曜日から金曜日

時間：午前9時から午後9時まで（受付は午後8時まで）

イ) Jリーグ等大規模イベント開催の場合

期間：4月1日から翌年3月31日まで

時間：午前6時から翌日午前1時まで

ウ) 大規模コンサート開催の場合

期間：8月1日から8月10日まで

時間：午前9時から翌日午前9時まで

エ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及びイベント等の開催日

期間：4月1日から11月30日まで

時間：午前7時から午後9時まで

## 【サブグラウンド】

### (1). 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日まで及び1月4日から3月31日まで

供用時間：午前9時から午後5時まで

- ② ただし、①によらず利便性向上のため陸上個人利用の場合は時間を延長します。

午前9時から日没まで（最大午後7時）

## 【野球場】

### (1). 供用日及び供用時間

- ① 新潟県都市公園条例に基づき以下を原則とします。

供用日：4月1日から12月28日及び1月4日から3月31日

供用時間：午前9時から午後9時まで

- ② ただし、①によらず以下の場合は利便性向上のため供用時間を延長します。

ア) プロ野球及びBCリーグデーゲーム開催の場合

期間：4月12日から9月27日まで

供用時間：午前6時から午後10時まで

イ) プロ野球及びBCリーグナイトゲーム開催の場合

期間：4月12日から9月27日まで

供用時間：午前7時から翌日午前1時まで

ウ) 大規模コンサート準備、開催及び撤収の場合

期間：8月1日から8月10日まで

時間：午前9時から翌日午前9時まで

エ) 夏の高校野球新潟大会及び秋季高校野球北信越大会新潟県予選大会の開催日

期間：7月10日、23日から26日及び9月19日から23日（雨天順延の場合は延伸）

時間：午前6時から午後9時まで

オ) 早起き野球大会のブロック毎決勝戦の開催日

期間：7月13日から17日まで

時間：午前4時30分～午後9時

カ) 上記大会以外で、早朝からの準備を要する中・小規模大会及び野球教室等の開催日

期間：4月1日から12月31日及び1月4日から3月31日まで

時間：午前7時～午後9時

キ) その他、施設管理上の都合により供用時間を繰り上げあるいは繰り下げる場合があります。

## (2) . 利用案内業務

### ① 園地事務所

平成27年4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の8時30分より17時15分まで1名以上が常駐します。

### ② 北サービスセンター

4月1日から11月15日の間と3月16日から3月31日まで、基本は9時から17時までで（ナイター利用がある場合は最大20時まで）1名以上が常駐します。

### ③ 南サービスセンター

4月1日から11月30日の間、9時30分から16時30分まで1名以上が常駐します。

### ④ 新潟スタジアム及びサブグラウンド

平成27年4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の供用時間内で1名以上が常駐します。

### ⑤ 野球場

平成27年4月1日から12月28日、1月4日から3月31日の供用時間内で1名以上が常駐します。

## ②有料公園施設の運営業務

### 【園地】

#### (1) . 今年度の受付開始日など

##### ① 多目的運動広場

専用利用については、利用を希望する日の1ヶ月前から受け付け、ホームページに予約状況をアップします。

##### ② レストハウス、ビジターハウス

予約は供用時間内で随時受け付けます。

#### (2) . 次年度の利用受付について

平成28年度の大会利用は利用調整規定に基づき、28年1月頃より募集し、審査、調整、決定を行います。

### 【新潟スタジアム及びスワンフィールド】

#### (1) . 今年度の受付開始日など

① 大会、イベント利用は随時受け付けます。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前からホームページで使用可能日を周知し、随時受け付けます。

③ 陸上個人利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前から利用可能日を周知し、利用日当日に受け付けます。

#### (2) . 次年度の利用受付について

平成28年度の大会利用は利用調整規定に基づき、27年12月より募集し、審査、調整し、1月に内定を行います。

### 【野球場】

#### (1) . 今年度の受付開始日など

① グラウンド、屋内練習場の利用は利用日が属する月の3ヶ月前よりホームページ等で周知し、2ヶ月前に抽選等により決定します。

② 会議室利用は原則として使用日が属する月の3ヶ月前からホームページで使用可能日を周知し、随時受け付けます。

#### (2) . 次年度の利用受付について

平成28年度の大会利用は利用調整規定に基づき、27年10月より募集し、審査、調整し、1月に内定を行います。

## ③行為許可業務

新潟県都市公園条例第2条に基づき許可に係る事務を行います。



#### ④利用料金の徴収等業務

##### (1). 利用料金表

(添付資料1) 有料公園施設料金表

※行為許可に係る利用料金は新潟県条例により徴収します。

##### (2). 減免基準

(添付資料2) 減免基準

##### (3). 利用料金の徴収方法

・窓口での現金による徴収、また、金融機関への振り込みによる徴収の場合は、専用の口座を設け徴収します。

#### ⑤利用促進・質の高いサービス提供業務

##### 【園地】

##### (1). 気軽なスポーツでの利用促進

###### ① 気軽にスポーツを楽しめる空間の創出

通常利用の無いバスプールや第3駐車場を活用して、バスケットやローラースケートなど気軽にスポーツができる場所を提供します。

###### ② 多目的運動広場の利便性向上

専用利用時に一般利用者の入り込みによる危険防止のための簡易柵を設置します。

##### (2). イベント等の開催による利用促進

###### ① 自然環境を活用した教室等の開催

ネイチャーゲームや観察会、ハーブの講習会等の継続開催及び、外野広場等を活用してアウトドア教室等を開催します。

###### ② スポーツ、文化イベントの開催

スポーツ公園エンジョイランやカラーミーラッドなどの参加者が楽しむマラソンイベントや、カナルコンサートなどの継続開催と、集客力のある食のイベントを開催します。

##### (3). 健康づくりでの利用促進

###### ① ジョギング・ウォーキングコースの設置

南地区、北地区を合わせた公園全体のウォーキングコースを設定し、マップの作成等を行います。

###### ② 健康づくり教室の開催等

高齢者が気軽にできるエクササイズやヨガ教室等を開催するほか、ラジオ体操の定時放送などを行い、健康づくりができる場を創出します。

##### (4). 公園の魅力増進による利用促進

###### ① 魅力ある園地づくり

公園内の彩りを増すために花壇改修の継続と充実を図ります。また、南地区は木陰が少ない為、公園利用者が憩えるよう緑陰のできる樹木の植栽を行います。

##### (5). 公園利用者へのサービス提供

###### ① 南地区サービスセンターの設置

公園案内や遊び道具などの無料貸し出し、バーベキューの受付など公園利用者へのサービスを提供するため、サービスセンターを設置します。

## ② 犬の散歩対策

犬連れの散歩者のマナーは、年々向上していますが、公園には犬の嫌いな方もいるため、更なるマナー啓発を行います。

### 【新潟スタジアム】

#### (1) . 利用目標

専用利用目標日数 142日

陸上個人利用年間人数 17,000人

会議室単独利用稼働率 47%

#### (2) . 取り組み

- ① 学校の体育祭利用を誘致します。
- ② 急遽空いた施設の利用案内を希望者にメール等でお知らせします。
- ③ インターネットを利用した予約受付を行います。

#### (3) . その他サービスの向上

- ① 陸上練習用備品を購入し、無料で提供します。
- ② 観客席などの和式便座を洋式便座に入れ替えます。(今年度は10基を予定)

### 【野球場】

#### (1) . 利用目標

専用利用目標日数 230日

屋内練習場単独利用の年間コマ数 1,520回

会議室単独利用稼働率 42%

#### (2) . 取り組み

- ① グラウンド個人利用の開始  
平日の日中、グラウンドで空きが生じた場合でスタッフの配置が可能な場合は、個人利用日として、ピッチングマシンを使用したバッティング練習場とします。
- ② 予備日の活用  
グラウンド利用において、予備日利用しない場合は、利用できない場合があることを承知いただいた上で予約を受け付けすることで極力空きを無くします。
- ③ 冬期の屋内練習場利用時間区分の変更

12月から3月までの利用時間区分を3時間毎の区分とすることで1日1枠の利用機会を増やすこととします

#### (3) . 県民が夢と感動を体感できる大会・イベント開催

5月9日、10日に開催されるプロ野球興業や8月30日の大規模コンサートが安全、安心に開催できるよう連絡を密にし、また多くの県民等に観戦いただけるよう協力していきます。

また、来場いただいた方が喜んでいただける施設を提供します。

## ⑥広報業務

### (1). ホームページの活用

既に運営しているホームページや SNS を活用し、それぞれの施設案内、利用時間、利用料金及び交通案内等を広報します。

- ①お知らせ、イベント情報、園内見どころ情報、スポーツ公園通信、ブログ、ツイッター、フェイスブックを随時更新することにより、タイムリーな情報を提供します。
- ②グループでリンクを貼る等、サービスの波及を図ります。

### (2). J1 ゲーム時にマッチデープログラムを活用し、イベント・大会状況をお知らせします。

### (3). 近隣自治会への情報提供

- ①毎月のイベントスケジュール（コメント・写真付き）の回覧により、近隣へ情報を提供します。  
（時期：4月から12月及び3月、回数：10回）
- ②コンサート等大規模イベント時は、開催前のお願いを自治会長宅の個別訪問あるいは自治会長の会合時に参加し行います。（コンサート時、延べ70軒）

### (4). その他

- ① 自主催事を行う際には、関係機関へポスター掲示・チラシ配布を依頼し、また、マスメディアへの配信、県棚入れ等を行い周知に努めます。
- ② ローカルテレビ・ラジオ・新聞やタウン誌等へ積極的に情報提供を行います。

## ⑦意見聴取業務

### (1). 県指定アンケート

県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。

### (2). アンケート

客観的な事業評価を行うため、アンケートを実施し採点いただくと共に、併せてご意見を聴取します。（回数：年1回、時期：12月～1月）

対象：園地利用者（学校、幼稚園等）、多目的運動広場、会議室、屋内練習場等の有料公園施設利用者

### (3). ご意見箱の設置

レストハウス及び新潟スタジアム・野球場ロビー等にご意見箱を設置し、記載用書面に記載、投函いただくことで意見を聴取します。（通年）

### (4). ホームページからの意見聴取

ホームページ内の「お問い合わせ」より、ご意見を聴取します。（通年）

## ⑧地域・住民との連携業務

### (1). カナール彩における地元商工振興会との連携

### (2). 新潟市中央区との連携

・とやの物語への協力・・・夏秋季に実施するイベントへの連携協力・場所提供・広報協力等。

### (3). 地域住民との連携

- ①「ながたの森を愛する会」と協働で公園管理を行い、共に公園を育てていきます。
- ② 近隣自治会に毎月スポーツ公園の情報を回覧板を利用して提供します。
- ③ 山潟地区コミュニティー協議会の集会や近隣自治会の行事に、地域の一員として参加します。

## (2). 近隣施設との連携

- ① 近隣の公共施設とイベント等の情報交換する場を設けます。
- ② 近隣公共施設とお互いにパンフレットを置くなどして、情報の交換を行います。

## (3). 学校等との連携

- ① 総合学習等での利用促進を図るため、様々な手段を活用して、公園の情報を提供していきます。
- ② 可能な限り、総合学習、校外学習、インターンシップ、視察等の受け入れを行います。

## (4). ボランティア団体との連携

- ① 園地では「公園サポーター」を組織し、公園内の花壇等の管理や、カナルコンサート等公園のイベントをサポートする活動などを行っていただきます。
- ② 新潟スタジアム、野球場では「スポーツ公園ボランティア」を組織し、各種陸上大会等や自主事業などを補助していただき活動していただきます。

## (5). 行政機関との連携

- ① 緊急時の連絡体制を新潟県、新潟市等行政機関と相互に確認し、安全・安心の確保を図ります。
- ② 警察署・消防署と連携し、イベント時の対応や、夏季の夜間の犯罪抑止等のパトロールを行っていただきます。

## ⑨関係団体との連携業務

### (1). 主催者との連絡調整

- ① 陸上、サッカー、ラグビー等の大会を円滑に運営するため、「新潟陸上競技協会」「高等学校体育連盟」「新潟県体育協会」「(一社)新潟県サッカー協会」「新潟県ラグビーフットボール協会」等と連絡調整し円滑な運営に努めます。
- ② その他、各種陸上教室やゲートボール大会などのイベント、大会開催に向け新潟アルビレックスRC、新潟県ゲートボール連盟、新潟県レクリエーション協会などと連携します。
- ③ 自主事業を開催し、公園の利活用促進と県民サービスを図るため、(株)キョードー北陸、(株)ローソン、テレビ新潟などと連携します。

### (2). 定例会議の開催

- ① 「スポーツ公園管理協議会」  
指定管理者、外部発注業者が一堂に会し、スケジュールや連絡事項の確認を12月から2月を除く月1回開催します。
- ② 「指定管理者運営協議会」  
外部識者、報道関係者、地域住民代表等で構成する協議会を開催し、指定管理業務の管理運営状況や懸案事項等を協議する場を年1回以上設けます。
- ③ 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟利用調整会議」  
28年度の新潟スタジアム・サブグラウンド及び野球場の利用日程を決定するため、各競技団体等より、28年1月を目途に参集いただき調整します。
- ④ 「デンカビッグスワンスタジアム・ハードオフエコスタジアム新潟運営支援懇談会」  
年1回、③と併せ、行政、主催者、競技団体、マスメディア等スタジアム運営の関係者に参集いただき、効率的な運営について意見交換を行います。

### (3). その他

#### ① 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターとの連携

医科学センターのフィットネスホールとビッグスワンのトラック利用について、双方の有する機能を有効に活用し利便性の向上のため、両施設を一緒に使用できる「共通券」を発行します。

#### ② その他

管理・運営で大きな問題が生じることが予測される場合は、必要に応じて県、主催者、指定管理者が参集し問題解決を目指します。

### 3-1 園地維持管理業務

#### ①樹木等植物育成管理業務

##### (1). 憩いの場として

- ① 広場は利用しやすいように芝刈りを行い、心安らぐ景観を創出します。
- ② 花壇の増設や植栽の見直しを行い、より華やかな景観を創出します。

##### (2). スポーツを行う場として

- ① 高頻度の利用に耐えられる芝生の育成に取り組みます。(南エリアへのティフトン試験導入等)
- ② 利用者への使用制限が最小となる管理手法の検討を行います。

##### (3). 自然豊かな景観の創出

- ① 病害虫発生初期は枝の切除等物理的防除で対応し、薬剤を使用する場合は、毒性の低い薬剤を使用します。
- ② 多様な生き物が見られるよう、一部草地を刈り残すなど、餌場や住処の確保に留意します。
- ③ 生育不良木への土壌改良を実施します。

#### ②一般施設の維持管理業務

(1). 電気設備、上中污水設備等複雑で大規模な施設が数多くあり、常に公園を安全で快適に利用いただくため、利用状況や異常・故障を早期発見・把握し迅速に対応することで、施設及び機能の劣化を防止します。

(2). 職員・公園管理員による巡視点検や専門業者による定期点検により不具合等の早期発見に努めます。園路、東屋など目視可能な施設は清掃などの日々のメンテナンスで劣化の進行を抑え、黙視できない電気ケーブルや給排水管などは監視システムの動作確認と履歴の把握・分析により異常の早期発見に努めます。また、破損や故障は、早期発見し軽症のうちに対応することで悪化を防ぎます。

#### ③清掃業務

##### (1). 園内清掃

- ① 毎日のゴミ清掃、パトロール時のゴミ拾いを継続します。
- ② 「ゴミを捨てない公園づくり」を目指し、「ゴミ持ち帰りの声掛け」等を実施します。

##### (2). トイレ清掃

- ① 毎日トイレ清掃を実施するほか、巡回時に汚れを見つけた場合の清掃及び、定期的にトイレ全体の清掃を行います。
- ② 大規模イベント時は、適宜点検清掃を行うとともに、イベント後も念入りな清掃により平常時と変わらない状況にします。

##### (3). 池清掃

- ① カナールや修景池等の水系は、年1回落水し、堆積した泥などを清掃します。

##### (4). 建物清掃

- ① 床のワックスがけやガラス清掃等を定期的に行い、建物の維持及び延命を図ります。

#### ④巡視・点検業務

##### (1) 日常点検

公園を熟知した職員が、毎日午前・午後の2回、樹木の生育状況や病害虫の状況、施設の破損や危険個所の有無、利用状況等の確認を行います。不具合等を発見した場合は、即時に対応します。

##### (2) 定期点検

- ① 月1回「重点パトロール」を実施し、利用者の安全確保を図ります。
- ② 機械設備等は専門業者による定期点検を実施し、常に正常稼働ができるように努めます。

##### (3) 特別点検

- ① 台風や豪雨等の異常気象時は、適切に点検を行い、被害状況等の確認を行います。
- ② 震度4以上の地震が発生した場合は、巡回点検を行い、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努めるとともに、関係機関へ報告を行います。

##### (4) 夜間巡回

特に夏期に多い花火や放火の防止のため、警備員による巡回を行うとともに、新潟江南警察署及び新潟市中央消防署にも巡回を行っていただき、犯罪防止、安全確保を図ります。

## 3-2 新潟スタジアム維持管理業務

### ①一般施設の維持管理業務

#### (1). 特定電気設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、各設備の専門業者を統括できる総合設備業者に委託して実施します。
- ② 定期点検は、新潟スタジアム自家用電気工作物「保安規程」や消防法に基づいて、設備の「予防保全」を常に心がけ、消耗部品等の交換は適切に実施して、故障の未然防止と発生時の更なる拡大を防ぎます。

(保守点検をする設備)

- |           |             |             |
|-----------|-------------|-------------|
| ・ 特高受変電設備 | ・ 大型映像設備    | ・ 火災警報設備    |
| ・ 高圧配電盤設備 | ・ 電光掲示盤設備   | ・ 誘導灯等防災設備  |
| ・ 低圧配電盤設備 | ・ 照明監視制御設備  | ・ 監視カメラ設備   |
| ・ 常用発電設備  | ・ フィールド放送設備 | ・ 陸上競技計測設備  |
| ・ 非常用発電設備 | ・ 非常放送設備    | ・ サブグラウンド設備 |
| ・ 直流電源設備  | ・ 構内交換設備    | ・ 電力中央監視設備  |

#### (2). 特定空調設備の保守点検業務

- ① 保守点検業務は、異常発生時の迅速対応が可能な、専門知識を有する専門業者に委託して実施します。
- ② 定期点検では、「予防保全」を常に心がけ、消耗部品の交換等を適切に実施して、故障発生や故障拡大を予防します。

(保守点検をする設備)

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| ・ 熱源設備   | ・ 雨水濾過設備        |
| ・ 空気調和設備 | ・ 空調自動制御機器      |
| ・ 換気設備   | ・ 中央監視制御装置      |
| ・ 衛生器具設備 | ・ 冷却塔設備         |
| ・ 給水設備   | ・ 汚水、雨水、湧水ポンプ設備 |
| ・ 給湯設備   | ・ 電気式高所作業車      |
| ・ 排水設備   | ・ 臭気ろ過設備        |

### ②清掃業務

- (1). イベント利用者、会議室利用者、見学者など、全てのスタジアム利用者に、常に「きれいで快適な空間」を提供します。
- (2). 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた業務を的確に行い、お客様及びスタジアム関係者に適正かつ快適な衛生環境を提供します。  
《建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく衛生管理》
  - ・ ねずみ、昆虫等防除
  - ・ 室内空気環境測定
  - ・ 飲料用受水槽の清掃



- ・ 冷却塔及び加湿装置の清掃
- ・ 中水槽の清掃
- ・ 雨水槽等の清掃
- ・ 汚水槽等の清掃

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理》

- ・ 一般廃棄物（可燃物） 焼却処理
- ・ 一般廃棄物（不燃物） 埋立処理
- ・ 資源物（古紙等） 再資源化事業者へ搬入
- ・ 産業廃棄物（蛍光灯等） 分別破碎によるリサイクル

### ③巡視・点検業務

#### (1). 設備運転監視業務

- ① 各設備の運転監視は専門知識が必要であり、また、365日24時間の連続監視を行うため、専門業者に委託して実施します。
- ② 設備の巡視点検は、年間を通した作業計画書を作成して効率的に実施します。巡視点検で発見した異常事項は、応急措置や小修繕を施し、故障の拡大を最小限にするよう日頃から心がけます。

(運転監視、法令等により点検を必要とする設備)

- ・ 特高受変電設備
- ・ 昇降機設備
- ・ 高圧、低圧配電盤設備
- ・ 自動ドア設備
- ・ 防災設備
- ・ 電動シャッター設備
- ・ 空調設備
- ・ 避雷設備
- ・ 衛生設備

### ④芝生管理業務

- (1) . Jリーグ等の試合で選手が安全にプレーできることはもとより、観戦者にも美しさを感じていただける日本最高のピッチを提供します。
- (2) . 外部委託先が2名常駐し維持管理を行い、職員1名が監督員となり、指導、監督を行います。
- (3) . 天然芝は、気温や日照、湿度などの気象条件により生育が大きく左右されることから、日々良く観察し、適切な管理を行い、フィールドを高い水準で維持します・

### 3-3 野球場維持管理業務

#### ①一般施設の維持管理業務

施設を常に安全で快適に利用していただくため、施設・設備の異常の早期発見、早期対応に努め、長く安定して機能発揮できるよう維持管理します。

- (1) . 野球場の設備は、電気、機械、通信、防災設備等が連携を取り合って稼働しています。  
各設備は、それぞれ関係法令に従って保守点検を行い、その中で、設備の中核を担う電気関係設備の保守点検に備え、電気事業法で定める電気主任技術者を配置し、公園全体の電気主任技術者の指導の下で、業務計画の立案や委託する専門業者の指導監督を行います。
- (2) . 日常的には、管理職員が各施設や設備を巡視し、異常発見に努めます。また、関係法規等に基づく点検や補修作業は、実績のある専門業者に委託して実施します。
- (3) . 委託業者の選定に当たっては、法令による資格取得者の存否や実務経験等を厳密に審査して決定します。
- (4) . 消防法、建築基準法、労働安全衛生法等に基づく点検等については、所管官庁等への報告や届出まで責任をもって対応します。
- (5) . 保守点検で異常を発見した場合、管理責任者に報告し、必要により応急措置を実施します。  
本復旧に当たっては、原因を追及したうえで、機能面、経費面から最良の方法を提案します。

#### ②清掃業務

清潔・清掃・糞・整理・整頓の5Sを心がけた利用者の立場に配慮した適切な清掃を実施します。清掃は施設の利用の多寡によって分けたオンシーズンとオフシーズンでレベルを設定し、日常清掃、定期清掃等を効率的に実施します。

- (1) . **オンシーズン（4月～11月）**  
一般利用や大会利用など、グラウンド利用が中心となるこのシーズンはグラウンド周辺の施設利用が多くなるため、それらの清掃を適切に実施します。
- (2) . **オフシーズン（12月～3月）**  
屋内練習場の利用が中心となるこのシーズンは屋内練習場周辺の施設利用に重点を置いた清掃を実施します。
- (3) . **その他**  
大規模イベント開催前後は使用範囲を興行主催者などとの打ち合わせにより把握し、観客席等の清掃を適期に実施します。

### ③巡視・点検業務

- (1). 施設を常に安全で快適に利用していただくため、日頃から各施設の利用状況を把握し、設備ごとの特性に応じた、効率の良い運転監視及び日常管理を心がけます。
- (2). 施設は、スポーツ公園（北地区）と一体的な運用が必要であり、常にお互いの情報交換に努め、それぞれに支障の生じない適正な業務遂行に努めます。
- (3). 日常の業務は、実績のある専門業者に委託して行います。委託業者の選定は、大規模イベントや突発的なトラブル等にも対応可能な、市内に営業拠点を置く者とし、業務員は、施設の特異性を考慮して、経験や資格等を厳密に審査して配置させます。また、監視室での日常業務と、受託業者の広域管理センターの遠方監視で、24時間、365日の常時監視を行い、非常時の対応に備えます。

### ④人工芝管理業務

- (1). 人工芝管理の責任者（業務代理人）を1名配置し、人工芝維持管理業務仕様書に基づき管理作業を行うとともに、作業日誌を作成し記録を残します。（人工芝管理責任者：大学卒3年、体育施設管理士取得）
- (2). 人工芝の利用は、「人工芝使用規定」に基づき利用いただくこととします。

## 4 管理業務

### ①事業評価業務

指定管理者として、効果的・効率的な施設管理や、より質の高いサービスの提供、地域住民との連携や経営改善等を行うために、自己の活動を評価し改善に繋がります。

事業評価は平成28年1月までの活動について、内部評価を行うと共に、外部評価として利用者にアンケートを実施し、施設の管理状況や接遇状況を数値で採点いただき評価（案）とします。

事業評価（案）は、利用団体、地域住民、地元自治会等の代表を構成員とした事業評価会議で案を説明し承認を目指します。この会議で承認いただいた評価は、当グループのスポーツ公園指定管理者運営協議会で検証を行い、協議会委員より助言、指導をいただきます。

事業評価会議開催日：平成28年3月頃

### ②利用の禁止、制限業務

#### (1). 通常時に禁止、制限を行う場合

公園内で破損等が生じ利用者の安全確保が困難となった場合や、修繕、芝生のメンテナンス業務等を実施する場合は、利用者の安全性と危険防止の観点から、必要に応じて周囲を囲う等を行うと共に、理由のサインを設置し利用の禁止あるいは制限を行います。

#### (2). その他

- ① 冬季に、新潟スタジアム、野球場、列柱廊の屋根からの落雪が予測されることから、利用者の安全確保のため落雪予測エリアの進入を制限します。

時期：12月上旬（大規模イベント終了後）～3月上旬（大規模イベント開始前）

- ② 地震や火災が発生した場合は、利用者の安全を図るため必要な措置を講じ利用を制限します。

- ③ 新潟スタジアムのトラック利用、野球場のグラウンド利用において凍結、積雪がある場合は、事故防止のため利用を制限します。（ただし、屋内練習場は使用可能）

時期：冬期で必要が生じた場合

- ④ 公園の建物内は施設の保護上、盲導犬以外のペット持ち込みを禁止するとともに、トラック及びグラウンドにおいてはヒールや指定以外のスパイク靴を使用する場合は入場を制限します。

#### (3). 駐車場一時閉鎖

第1駐車場は住宅地に近く、一部利用者の騒音により、近隣自治会から新潟県へ夜間駐車場閉鎖の要望があり駐車場の一時閉鎖を行ってきたことから、引き続き一時閉鎖を行います。また、第2、3駐車場においても、一時閉鎖を行います。

（閉鎖日及び時間）

- ① 第1及び第2駐車場

3月から11月の金曜日、土曜日、日曜日、祝日の午後11時から翌日の午前5時まで

- ② 第3駐車場

4月から11月の金曜日、土曜日、日曜日、祝日の午後11時から翌日の午前5時まで

12月から3月までは、駐車場を閉鎖します。

### ③安全対策・緊急対応業務

#### (1) . 安全対策

警備員や職員による巡回を実施し、危険個所等の確認を行うと共に、危険行為、不審者および体調不良者等の有無も確認し、来園者や来場者の安全確保を図ります。

#### (2) . 消防訓練などの実施

##### ① 園地

年2回（6月、11月頃）実施します。

##### ② 新潟スタジアム

消防訓練 7月15日

防災・消防訓練 11月18日

##### ③ 野球場

年2回（6月、11月頃）実施します。

ア) 通報訓練

イ) 初期消火訓練

ウ) 避難誘導訓練 ほか

#### (3) . 非常時連絡網の作成、周知

① 職員間、新潟県等の関係機関への通報、連絡体制を作成し職員に周知します。

#### (4) . 地震発生時の対応

① 供用時間内及び供用時間外において震度4以上の地震が生じた場合は巡回、報告を行うとともに、状況に応じて施設使用の一時中断、中止を行い安全確保に努め、関係機関への報告、通報を行います。

### 5 自主事業

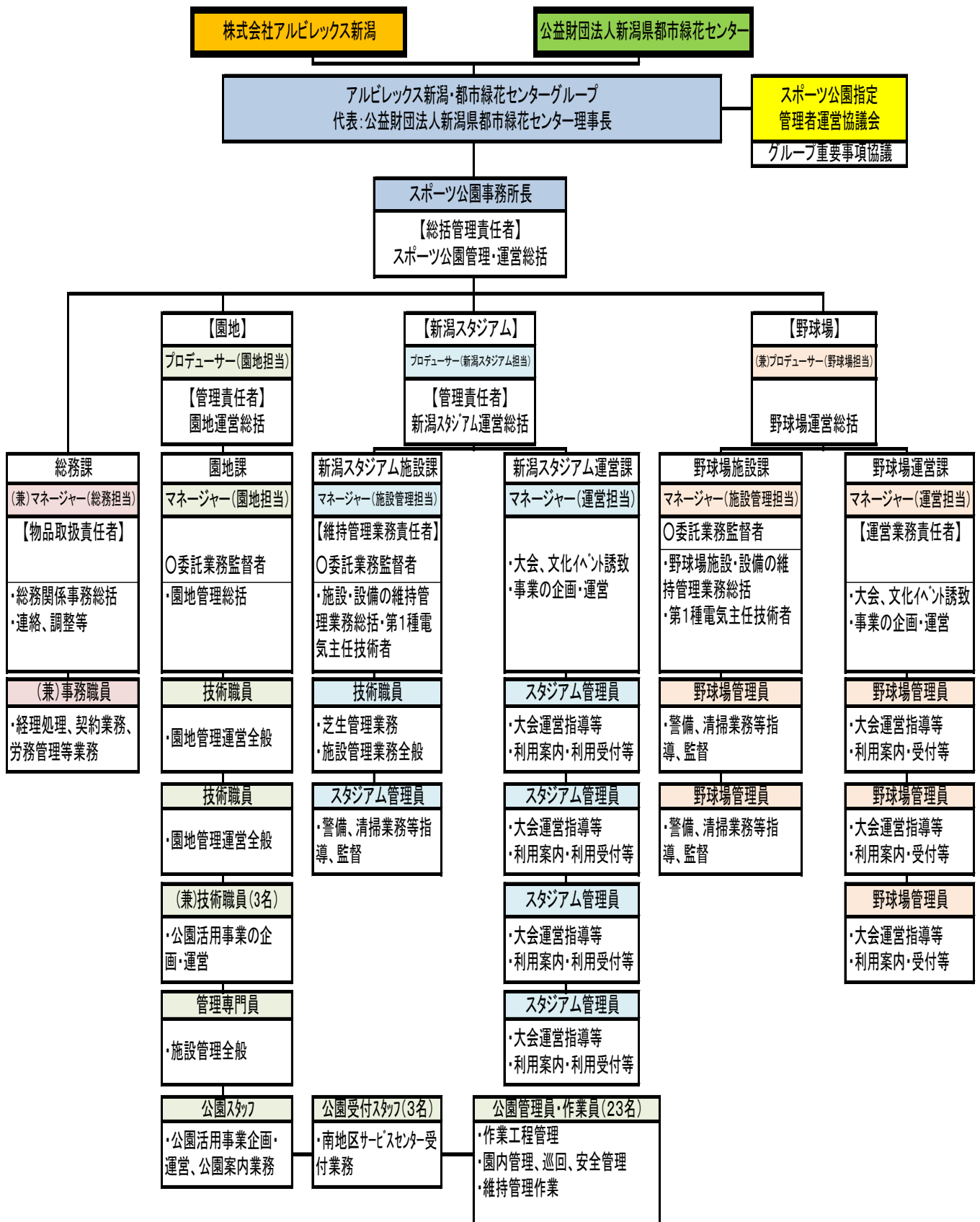
#### ① 物販事業

施設の有効活用やにぎわいの創出の観点及び利用者の利便性の向上のために、物販事業を行います。

#### ② その他の事業

スポーツ公園の利用促進等を目的とした多くの県民が集うことができるイベントを開催します。そのことで、地域の活性化や公園の魅力発信となると考えます。

6 管理体制【スポーツ公園の組織】



## 7 その他物品の使用等

### ①物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- (1). 数量、使用場所、使用状況等の把握
- (2). 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- (3). 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- (4). 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があった時の県への報告

### ②記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

### ③県内産業振興や雇用への配慮

#### (1). 県内産業振興

- ① サッカー、野球などのプロ興業イベントを誘致・開催し、県内外からの利用者の増加を図り、観光産業の活性化に寄与します。また、これらイベント時において、県内各地の特産物や農産物を紹介します。
- ① 業務委託の際は、県内業者を積極的に選択します。やむをえず県外業者を選択する場合には、「再委託の際の県内企業への優先発注」「県内資材の優先採用」を要請します。
- ② 物品等の購入にあたっては、県内で生産された原材料を優先的に使用します。また、作業機械等の購入にあたっては、県内製造品を優先し、県内で調達できないものについては、県内に本社を置く代理店等から購入します。

#### (2). 雇用への配慮

- ① 人材の確保は、原則として地元から雇用し、園地管理の作業員等は中高齢者等の活用を積極的に進めます。

#### ④環境への配慮

- (1). 過去に認証された ISO 14001 の環境マネジメントシステムを準用し、環境活動に取り組みます。この取り組みを効果的に進めるため、職員への適切な環境教育を行います。
- (2). 環境に負荷の少ない循環型の公園管理
  - ① 職員が省エネを心がけるだけでなく、利用者に省エネやゴミの発生抑制などの協力を呼びかけ、利用者への環境活動の普及啓発を行います。
  - ② 公園維持管理において発生した剪定枝や落葉は、チップや堆肥として活用します。  
その他の一般廃棄物処分においては、処分過程でリサイクルを積極的に行っている事業者を優先的に選定します。
  - ③ 物品の購入にあたっては適切な在庫管理に基づき、購入を行います。購入は、これまで収集した環境ラベル情報等を活用し、環境負荷の低減に努める事業者からの優先購入に努めます。
- (3). 自然環境の保全のための取り組み
  - ① 公園を利用した自然観察会や教室を開催し、都市緑化の普及啓発を行います。  
また、自然生態園やビジターハウスを活用し、鳥屋野潟の自然を紹介するなど環境保全のための取り組みを行います。



## 添付資料1

## 新潟県スポーツ公園有料公園施設利用料金表

○多目的運動広場(北側・南側)、レストハウス休憩ホール、展示学習室

区分				単位	条例金額	実施金額	備考	
新潟県立 鳥屋野潟 公園	多目的運動広場 (北側)	全面使用	青少年	1時間	410円	400円		
			その他		820円	800円		
		半面使用	青少年		205円	200円		
			その他		410円	400円		
	多目的運動広場 (南側)	全面使用	青少年		410円	400円		
			その他		820円	800円		
		半面使用	青少年		205円	200円		
			その他		410円	400円		
	レストハウス休憩ホール				午前	2,900円		2,900円
					12時から13時	なし		1,150円
					午後	4,600円		4,600円
					全日	7,500円		7,500円
	展示学習室				午前	1,400円		1,400円
					12時から13時	なし		580円
					午後	2,300円		2,300円
					全日	3,700円		3,700円

○新潟スタジアム(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考					
新潟スタジアム	グラウンドスタンド	営利を目的としない場合	グラウンドのみを使用する場合	生徒等	午前	11,400円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額	11,400円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額	
				学校等(※1)が使用する場合	午後又は夜間	15,200円		15,200円		
					超過1時間	3,800円		3,800円		
					午前	なし		7,700円		
				その他	午後又は夜間	なし		10,300円		
					超過1時間	なし		2,600円		
					午前	22,800円		22,800円		
				グラウンド及び1階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前		14,350円		14,350円
						午後又は夜間		19,150円		19,150円
			超過1時間			4,800円	4,800円			
学校等(※1)が使用する場合	午前	なし	9,900円							
	午後又は夜間	なし	13,200円							
	超過1時間	なし	3,300円							
その他	午前	28,700円	28,700円							
	午後又は夜間	38,300円	38,300円							
	超過1時間	9,600円	9,600円							
グラウンド、1階メインスタンド及び1階ボックススタンドを使用する場合	生徒等	午前	17,300円	17,300円						
		午後又は夜間	23,050円	23,050円						
		超過1時間	5,750円	5,750円						
	学校等(※1)が使用する場合	午前	なし	12,000円						
		午後又は夜間	なし	16,000円						
		超過1時間	なし	4,000円						
	その他	午前	34,600円	34,600円						
		午後又は夜間	46,100円	46,100円						
		超過1時間	11,500円	11,500円						
グラウンド及び1階スタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	20,200円	20,200円						
		午後又は夜間	26,950円	26,950円						
		超過1時間	6,750円	6,750円						
	その他	午前	40,400円	40,400円						
		午後又は夜間	53,900円	53,900円						
		超過1時間	13,500円	13,500円						
グラウンド、1階スタンドの全部及び2階メインスタンドを使用する場合	生徒等	午前	24,850円	24,850円						
		午後又は夜間	33,100円	33,100円						
		超過1時間	8,300円	8,300円						
	その他	午前	49,700円	49,700円						
		午後又は夜間	66,200円	66,200円						
		超過1時間	16,600円	16,600円						
グラウンド及びスタンドの全部を使用する場合	生徒等	午前	32,700円	32,700円						
		午後又は夜間	43,600円	43,600円						
		超過1時間	10,900円	10,900円						
	その他	午前	65,400円	65,400円						
		午後又は夜間	87,200円	87,200円						
		超過1時間	21,800円	21,800円						
営利を目的とする場合			営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額						

○新潟スタジアム(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考	
新潟 スタ ジア ム	屋内 練習 走路	営利を目的としない場合	午前	なし	7,400円	
			午後又は夜間	なし	9,900円	
			超過1時間	なし	2,500円	
	2層目 ランニ ング コース	営利を目的としない場合	午前	なし	9,300円	
			午後	なし	12,300円	
			超過1時間	なし	3,100円	
	大会運営室1	1室につき1時間		510円	510円	
	大会運営室2			510円	510円	
	大会運営室3			210円	210円	
	大会運営室4A			410円	410円	
	大会運営室4B			410円	410円	
	更衣室			820円	820円	
	マッサージ室			100円	100円	
	控室1			210円	210円	
	控室2			210円	210円	
	控室3			310円	310円	
	控室4			310円	310円	
	控室5			210円	210円	
	控室8			なし	410円	
	会議室2			100円	100円	
	会議室3			100円	100円	
	会議室4			100円	100円	
	会議室5			410円	410円	
	会議室6			210円	210円	
	会議室7			210円	210円	
	会議室8			410円	410円	
	放送室			210円	210円	
	売店 (22㎡未満)			100円	100円	
	売店 (22㎡以上36㎡未満)			210円	210円	
	売店 (36㎡以上50㎡未満)			310円	310円	
売店 (50㎡以上64㎡未満)			410円	410円		
売店 (64㎡以上)		510円	510円			
観覧室		1室につき1日	7,300円	7,300円		
特別室及び特別観覧席	営利を目的としない場合	午前	30,900円	30,900円		
		午後又は夜間	41,100円	41,100円		
		超過1時間	10,300円	10,300円		
	営利を目的とする場合		営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額		

※1 学校等とは、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園及び盲学校、聾学校、養護学校をいう。

○サブグラウンド(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考	
サブグラウンド	営利を目的としない場合	生徒等	午前	3,250円	3,250円	
			午後	4,300円	4,300円	
			超過1時間	1,100円	1,100円	
	その他	午前	6,500円	6,500円		
		午後	8,600円	8,600円		
		超過1時間	2,200円	2,200円		
営利を目的とする場合			営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額		

○新潟スタジアム及びサブグラウンド(専用利用以外)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考	
新潟スタジアム	生徒等	1人につき1回	105円	100円		
	その他		210円	200円		
	未就学児	1人につき1回	105円	0円		
	65歳以上の者		210円	0円		
	新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターフィットネスホール利用者がスタジアムのトラックを利用する場合	生徒等	1人につき1回	なし	50円	
		その他		なし	100円	
	回数券による利用	生徒等	11回分の利用	なし	1,000円	
		その他		なし	2,000円	
	定期券による利用	生徒等	1ヶ月	なし	700円	
			3ヶ月	なし	1,500円	
		その他	1ヶ月	なし	1,400円	
			3ヶ月	なし	3,000円	
	大会運営室1・2	午前	なし	4,600円		
		午後・夜間	なし	6,200円		
		超過1時間	なし	1,500円		
	大会運営室3	午前	なし	1,900円		
		午後・夜間	なし	2,500円		
		超過1時間	なし	620円		
	大会運営室4A・4B	午前	なし	3,700円		
		午後・夜間	なし	4,900円		
超過1時間		なし	1,200円			
控室2	午前	なし	1,900円			
	午後・夜間	なし	2,500円			
	超過1時間	なし	620円			
控室8	午前	なし	3,700円			
	午後・夜間	なし	4,900円			
	超過1時間	なし	1,200円			
会議室2・3・4	午前	なし	930円			
	午後・夜間	なし	1,200円			
	超過1時間	なし	310円			
会議室5・8	午前	なし	3,700円			
	午後・夜間	なし	4,900円			
	超過1時間	なし	1,200円			
会議室6・7	午前	なし	1,900円			
	午後・夜間	なし	2,500円			
	超過1時間	なし	620円			

○新潟スタジアム及びサブグラウンド(専用利用以外)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考	
サブグラウンド	生徒等	1人につき1回	105円	100円		
	その他		210円	200円		
	未就学児	1人につき1回	105円	0円		
	65歳以上の者		210円	0円		
	回数券による利用	生徒等	11回分の利用	なし	1,000円	
		その他		なし	2,000円	
	定期券による利用	生徒等	1ヶ月	なし	700円	
			3ヶ月	なし	1,500円	
		その他	1ヶ月	なし	1,400円	
			3ヶ月	なし	3,000円	

○県立野球場(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考		
鳥屋野潟公園野球場	グラウンド	生徒等	午前又は夜間	4,450円	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額	
			午後	5,950円			
			超過1時間	1,500円 (午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、1,800円)			
		競技団体等	午前又は夜間	なし			6,260円
			午後	なし			8,350円
			超過1時間	なし			2,090円 (午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、2,510円)
		その他	午前又は夜間	8,900円			8,900円
			午後	11,900円			11,900円
			超過1時間	3,000円 (午後9時から翌日の午前9時までの間にあつては、3,600円)			3,000円
		外野グラウンド(12月～3月まで)	午前又は夜間	なし			6,800円
			午後	なし			9,100円
			超過1時間	なし			2,300円
		外野グラウンド(生徒等)(12月～3月まで)	午前	なし			3,400円
			午後又は夜間	なし			4,500円
	超過1時間		なし	1,100円			
	外野グラウンド(競技団体等)(12月～3月まで)	午前	なし	4,760円			
		午後又は夜間	なし	6,370円			
		超過1時間	なし	1,610円			
		営利を目的とする場合		営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の使用料の額の2倍に相当する額	入場料を徴収する場合は、左に掲げる額に野球のための使用にあつては最高入場料の額に300を乗じ額を、その他の使用にあつては入場料の収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額	
	屋内練習場	営利を目的としない場合	グラウンドを使用する場合	1時間	1,400円	1,400円	
グラウンドを使用する場合(学校利用)			1時間	なし	700円		
グラウンドを使用しない場合(4月～11月)			午前又は夜間	なし	4,300円		
			午後	なし	5,800円		
			超過1時間	なし	1,400円		
グラウンドを使用しない場合(学校利用)(4月～11月)			午前又は夜間	なし	2,150円		
			午後	なし	2,900円		
			超過1時間	なし	700円		
グラウンドを利用しない場合(12月から翌年3月)			9時から12時	なし	4,300円		
			12時から15時	なし	4,300円		
	15時から18時	なし	4,300円				
	18時から21時	なし	4,300円				

○県立野球場(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考		
	グラウンド を使用しない場合(学 校利用) 12月から翌 年3月	9時から12時	なし	2,150円			
		12時から15時	なし	2,150円			
		15時から18時	なし	2,150円			
		18時から21時	なし	2,150円			
	営利を目的とする場合	1室につき1時間	営利を目的としない場合の使 用料の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の使 用料の2倍に相当する額			
鳥屋野潟公園野球場	審判員室	1室につき1時間	なし	100円			
	素振り室		なし	100円			
	2階ラウンジ		なし	210円			
	本部役員室1		100円	100円			
	本部役員室2		100円	100円			
	ロッカー室		310円	310円			
	選手控室		100円	100円			
	審判控室		100円	100円			
	監督室		100円	100円			
	コーチ室		100円	100円			
	トレーナー室		100円	100円			
	ドーピング検査室		100円	100円			
	応接室		210円	210円			
	記者室		410円	410円			
	放送ブース		100円	100円			
	売店		210円	210円			
	チケット売場		100円	100円			
	会議室1～5		1室につき1時間	210円		なし	
			午前	なし		620円	
			午後	なし		820円	
			夜間	なし		超過料金で対応	
			超過1時間	なし		210円	
	特別室		営利を目的としない 場合	午前又は夜間		8,000円	8,000円
				午後		10,700円	10,700円
				超過1時間		2,700円	2,700円
				超過1時間		(午後9時から翌日の午前9 時までの間にあっては、 3,200円)	(午後9時から翌日の午前9 時までの間にあっては、 3,200円)
			営利を目的とする場 合			営利を目的としない場合の 使用料の2倍に相当する額	営利を目的としない場合の 使用料の2倍に相当する額



○県立野球場施設及び附属設備利用パック料金(専用利用に限る)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考
グラウンド	営利を目的としない場合	その他	午前又は夜間	8,900円	250,000円 (利用金額に利用時間を乗じて得られた金額が1日250,000円を超えた場合)
			午後	11,900円	
		超過1時間	3,000円		
			3,600円		
		営利を目的とする場合			
屋内練習場	営利を目的としない場合	グラウンドを使用する場合	1実につき1時間	1,400円	
			営利を目的とする場合	1室につき1時間	
本部役員室1			100円		
本部役員室2			100円		
ロッカー室			310円		
選手控室			100円		
審判控室			100円		
監督室			100円		
コーチ室			100円		
トレーナー室			100円		
ドーピング検査室			100円		
素振り室			なし		
チケット売場			100円		
会議室1			210円		
会議室2			210円		
会議室3			210円		
会議室4			210円		
会議室5			210円		
応接室			210円		
記者室			210円		
放送ブース			210円		
売店			210円		
2階ラウンジ			なし		
特別室	営利を目的としない場合		午前又は夜間	8,000円	
			午後	10,700円	
		超過1時間	2,700円		
			3,200円		
		営利を目的とする場合			
放送設備			営利を目的とする場合 620円		
報道中継設備			営利を目的とする場合 7,200円		
ピッチングマシン		1時間	410円		
		午前・夜間	なし		
		午後	なし		
		超過1時間	なし		
バッティングケージ		1台につき1時間	310円		

鳥屋野潟公園野球場

NPBに所属する球団の公式戦を開催する場合

○新潟県立野球場(専用利用以外)

区分		単位	条例金額	実施金額	備考
鳥屋野潟公園野球場	グラウンドを使用しない場合	選手控室	午前又は夜間	1,900円	
			午後	2,500円	
			超過1時間	620円	
		コーチ室	午前又は夜間	600円	
			午後	800円	
			超過1時間	200円	
		会議室1	午前又は夜間	1,900円	
			午後	2,500円	
			超過1時間	620円	
		会議室2	午前又は夜間	1,900円	
			午後	2,500円	
			超過1時間	620円	
		会議室3	午前	1,900円	
			午後又は夜間	2,500円	
			超過1時間	620円	
		会議室4	午前	1,900円	
			午後又は夜間	2,500円	
			超過1時間	620円	
		会議室5	午前	1,900円	
			午後又は夜間	2,500円	
			超過1時間	620円	
		応接室	午前	950円	
			午後又は夜間	1,250円	
			超過1時間	310円	

○多目的運動広場(南側)・新潟スタジアム・サブグラウンド附属設備

附属設備名		単位又は区分		条例金額	提案金額	備考	
多目的運動広場 (南側)	夜間照明	野球場 1	1 時間	1,130円	1,100円		
		野球場 2		1,170円	1,140円		
		サッカー場 1		720円	700円		
		サッカー場 2		720円	700円		
		サッカー場 3		1,050円	1,000円		
	シャワー	1 回	100円	100円			
新潟スタジアム	大型映像装置 (南側) (名称変更)	基本使用	1 時間	営利を目的としない場合 7,100円	営利を目的としない場合 8,000円		
				営利を目的とする場合 14,200円	営利を目的とする場合 16,000円		
		広告加算	1 分	営利を目的としない場合 7,100円	営利を目的としない場合 8,000円		
				営利を目的とする場合 14,200円	営利を目的とする場合 16,000円		
	大型映像装置 (北側) (新設)	基本使用	1 時間	なし	営利を目的としない場合 1,700円	営利を目的としない場合 1,700円	
					営利を目的とする場合 3,400円	営利を目的とする場合 3,400円	
	広告加算	1 分	営利を目的としない場合 1,700円		営利を目的としない場合 1,700円		
			営利を目的とする場合 3,400円		営利を目的とする場合 3,400円		
	電光掲示板	4 時間		営利を目的としない場合 6,500円	廃止 (大型映像装置 (北側)へ移行)		
				営利を目的とする場合 13,000円			
	放送設備			1 時間	営利を目的としない場合 2,300円	廃止 (1 時間単位へ 移行)	
					営利を目的とする場合 4,600円		
	照明設備	全点灯	1 時間	営利を目的としない場合 17,500円	営利を目的としない場合 17,500円		
				営利を目的とする場合 35,000円	営利を目的とする場合 35,000円		
		3分の2点灯		営利を目的としない場合 11,600円	営利を目的としない場合 11,600円		
				営利を目的とする場合 23,200円	営利を目的とする場合 23,200円		
		2分の1点灯		営利を目的としない場合 8,700円	営利を目的としない場合 8,700円		
				営利を目的とする場合 17,400円	営利を目的とする場合 17,400円		
		3分の1点灯		営利を目的としない場合 5,900円	営利を目的としない場合 5,900円		
				営利を目的とする場合 11,800円	営利を目的とする場合 11,800円		
5分の1点灯		営利を目的としない場合 3,500円		営利を目的としない場合 3,500円			
		営利を目的とする場合 7,000円		営利を目的とする場合 7,000円			

○多目的運動広場(南側)・新潟スタジアム・サブグラウンド附属設備

附属設備名		単位又は区分	条例金額	提案金額	備考
	トラック ゴール 照明		営利を目的とする場合 なし	営利を目的とする場合 2,900円	
			営利を目的とする場合 なし	営利を目的とする場合 5,800円	
	遮音カーテン	1式につき1回	194,400円	194,400円	
	サッカー用具	1式につき1日	3,900円	3,900円	
	ラグビー用具		3,700円	3,700円	
	陸上競技用具		20,600円	20,600円	
	写真判定装置		15,700円	15,700円	
新潟スタジアム	巻尺	1品につき1日	100円	0円	
	ストップウォッチ		100円	0円	
	砲丸		100円	100円	
	円盤		100円	100円	
	ハンマー		100円	100円	
	やり		100円	100円	
	バトン		100円	0円	
	ポール		100円	100円	
	スターティングブロック		100円	100円	
	ハードル		100円	100円	
	ピストル		100円	0円	
	ペグ		100円	0円	
	3,000M障害物競技用具		1組につき1日	510円	500円
	走高跳競技用具	410円		400円	
	棒高跳競技用具	930円		900円	
	チケット売場	1箇所につき1日	930円	930円	
	ユニットハウス	1台につき1日	なし	3,350円	
	テレビ	午前	なし	930円	
		午後・夜間	なし	1,200円	
		1時間超過	なし	310円	
	ビデオデッキ	午前	なし	930円	
		午後・夜間	なし	1,200円	
		1時間超過	なし	310円	
	PC対応プロジェクター	午前	なし	1,200円	
		午後・夜間	なし	1,600円	
		1時間超過	なし	410円	
	スライドプロジェクター	午前	なし	930円	
		午後・夜間	なし	1,200円	
		1時間超過	なし	310円	
	スクリーン	午前	なし	310円	
		午後・夜間	なし	410円	
		1時間超過	なし	100円	
移動式拡声器	午前	なし	930円		
	午後・夜間	なし	1,200円		
	1時間超過	なし	310円		

○多目的運動広場(南側)・新潟スタジアム・サブグラウンド附属設備

附属設備名	単位又は区分	条例金額	提案金額	備考	
コアマット	1回1㎡	なし	130円		
放送設備	1日	210円	210円		
サッカー用具	1式につき1日	620円	620円		
ラグビー用具		930円	930円		
陸上競技用具(写真判定装置をを除く。)		9,100円	9,100円		
巻尺	1品につき1日	100円	0円		
ストップウォッチ		100円	0円		
砲丸		100円	100円		
円盤		100円	100円		
ハンマー		100円	100円		
やり		100円	100円		
バトン		100円	0円		
ポール		100円	100円		
スターティングブロック		100円	100円		
ハードル		100円	100円		
ピストル		100円	0円		
ペグ		100円	0円		
3,000M障害物競技用具		1組につき1日	510円	500円	
走高跳競技用具			410円	400円	
棒高跳競技用具	930円		900円		

○県立野球場附属設備

付属設備名		単位		条例金額	提案金額	備考
鳥屋野潟公園 野球場	大型映像装置	基本使用	1時間	営利を目的としない	営利を目的としない	
				3,800円	3,800円	
				営利を目的とする	営利を目的とする	
		7,600円		7,600円		
		広告加算		営利を目的としない	営利を目的としない	
				3,800円	3,800円	
	営利を目的とする		営利を目的とする			
	7,600円	7,600円				
	スコアボード			営利を目的としない	営利を目的としない	
				1,500円	1,500円	
				営利を目的とする	営利を目的とする	
				3,000円	3,000円	
	放送設備			営利を目的としない	営利を目的としない	
				310円	310円	
				営利を目的とする	営利を目的とする	
				620円	620円	
	報道中継設備			営利を目的としない	営利を目的としない	
				3,600円	3,600円	
				営利を目的とする	営利を目的とする	
				7,200円	7,200円	
	照明設備	全点灯	1時間	営利を目的としない	営利を目的としない	
				23,300円	23,300円	
		営利を目的とする		営利を目的とする		
		46,600円		46,600円		
		3分の2点灯		営利を目的としない	営利を目的としない	
				15,500円	15,500円	
	3分の1点灯	営利を目的とする	営利を目的とする			
		31,000円	31,000円			
			営利を目的としない	営利を目的としない		
			7,800円	7,800円		
			営利を目的とする	営利を目的とする		
			15,600円	15,600円		
ピッチングマシン	1時間			410円	なし	
	午前又は夜間		なし		1,200円	
	午後				1,600円	
	超過1時間				410円	
バッティングケージ	1台につき1時間		310円		310円	
簡易外野フェンス	1式につき1時間		310円		310円	
PCプロジェクター	午前又は夜間		なし		1,200円	
	午後				1,600円	
	超過1時間				410円	
スクリーン	午前又は夜間				310円	
	午後				410円	
	超過1時間				100円	
固定式拡声装置	午前又は夜間				2,200円	
	午後				2,900円	
	超過1時間				720円	
移動式拡声装置	午前				930円	
	午後又は夜間				1,200円	
	超過1時間				310円	
テレビ	午前				930円	
	午後又は夜間				1,200円	
	超過1時間				310円	
フットサルゴール1式	午前				600円	
	午後又は夜間				800円	
	超過1時間				200円	
サッカーゴール1式(一般用)	午前				1,200円	
	午後又は夜間				1,600円	
	超過1時間				400円	

## 添付資料 2

新潟県都市公園条例第 10 条第 2 項の規定による使用料の減免基準

### (3) 行為許可関係

#### ア新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及び野球場を除く公園施設

(ア) 国、県、市町村その他公共団体が主催又は共催する事業のために使用する場合

全額免除

(イ) 県が後援又は賛助する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限

る。）全額免除

(ウ) 公園の健全な利用を目的とする事業のために使用する場合（営利を目的としない

ものに限る。）全額免除

#### イ新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム

(ア) 県が主催する事業のために使用する場合

全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合

規定額の 1 / 2 の額を免除

(ウ) 新潟県小学校体育連盟、新潟県中学校体育連盟及び新潟県高等学校体育連盟が競

技大会のために使用する場合

規定額の 1 / 2 の額を免除

(I) 地方公共団体が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために  
使用する場合を除く。）

規定額の 3 / 10 の額を免除

(7) 新潟陸上競技協会、新潟県サッカー協会及び新潟県ラグビーフットボール協会が  
競技大会のために使用する場合（県が共催する事業のために使用する場合を除く。）

規定額の 3 / 10 の額を免除

#### (4) 有料公園施設関係

ア新潟県立鳥屋野瀧公園多目的運動広場（北側）（専用使用の場合に限る。）及び多  
目的運動広場（南側）（専用使用の場合に限る。）

(7) 県が主催する事業のために使用する場合

全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）

規定額の 1 / 2 の額を免除

(7) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合（県が共催する事業のために  
使用する場合を除く。）

規定額の 3 / 10 の額を免除

イ新潟県立鳥屋野瀧公園レストハウス休憩ホール（専用使用の場合に限る。）

(7) 県が主催する事業のために使用する場合

全額免除



(イ) 県が共催する事業のために使用する場合 ( 営利を目的としないものに限る。 )

規定額の 1 / 2 の額を免除

(ウ) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合 ( 県が共催する事業のために

使用する場合を除く。 ) 規定額の 3 / 10 の額を免除

(I) 緑花の育成、保全及び指導等の活動を主たる目的とする法人又は団体が当該活動

を行うために使用する場合

規定額の 3 / 10 の額を免除

ウ新潟県立鳥屋野瀧公園展示学習室 ( 専用使用の場合に限る。 )

(7) 県が主催する事業のために使用する場合

全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合 ( 営利を目的としないものに限る。 )

規定額の 1 / 2 の額を免除

(ウ) 県内の市町村が主催する事業のために使用する場合 ( 県が共催する事業のために

使用する場合を除く。 )

規定額の 3 / 10 の額を免除

(I) 小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づ

く教育活動として使用する場合

全額免除

工新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及びサブグラウンド(専用使用の場合を除く。)

- (ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けた者が使用する場合

全額免除

- (イ) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通知)

に規定する療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けた者が使用する  
場合

全額免除

- (ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けた者が使用する場合

全額免除

- (エ) 車いす等の補装具を使用している障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に

規定する障害者(以下「補装具を使用している障害者」という。)が使用する場合  
のその者1人につき1人の介助者

全額免除

- (オ) 身体障害者手帳に第一種身体障害者(身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の  
旅客運賃の割引について(昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童  
家庭局長通知)に規定する第一種身体障害者をいう。以下同じ。)として記載され

ている者が使用する場合のその者 1 人につき 1 人の介助者

全額免除

(カ) 療育手帳に第一種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成 3 年 9 月 24 日付け児発第 811 号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第一種知的障害者をいう。以下同じ。）として記載されている者が使用する場合のその者 1 人につき 1 人の介助者

全額免除

(キ) 精神障害者保健福祉手帳に障害等級 1 級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級をいう。以下同じ。）として記載されている者が使用する場合のその者 1 人につき 1 人の介助者

全額免除

(ク) (ア)から(イ)までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体（それらの者が 20 人以上であるものに限る。）として使用する場合の当該団体に随行する 2 人以内の医療担当者（医師、看護師等をいう。以下同じ。）

全額免除

オ新潟県立鳥屋野潟公園新潟スタジアム及びサブグラウンド（専用使用の場合に限る。）

(フ) 県が主催する事業のために使用する場合

全額免除

(イ) 県が共催する事業のために使用する場合

規定額の 1 / 2 の額を免除

(ウ) 新潟県小学校体育連盟、新潟県中学校体育連盟及び新潟県高等学校体育連盟が競

技大会のために使用する場合

規定額の 1 / 2 の額を免除

(イ) 地方公共団体が主催する事業のために使用する場合 ( 県が共催する事業のために

使用する場合を除く。 )

規定額の 3 / 10 の額を免除

(オ) 新潟陸上競技協会、新潟県サッカー協会及び新潟県ラグビーフットボール協会が

競技大会のために使用する場合 ( 県が共催する事業のために使用する場合を除く。 )

規定額の 3 / 10 の額を免除

平成27年度 新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書(新潟スタジアム)

<利用料金収入> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	81,795	
行為許可使用料	54,099	
利用料金収入計	135,894	

<指定管理委託費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	190,790	

<管理運営経費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	315,684	
人件費	59,858	
事業費	226,944	
光熱水費	48,326	
清掃	31,929	
警備	8,800	
芝生維持管理	46,960	
設備運転監視	36,652	
施設・設備保守点検	47,877	
その他	6,400	
事務費	13,252	
修繕費	15,630	
一般管理費等経費	11,000	
管理運営経費計	326,684	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。

平成27年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書(北地区・園地)

<利用料金収入> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	900	
行為許可使用料	200	
利用料金収入計	1,100	

<指定管理委託費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	182,105	

<管理運営経費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	170,933	
人件費	52,778	
事業費	94,737	
光熱水費	21,992	
植物管理	32,746	
施設管理	15,238	
清掃	15,621	
巡視・点検	3,750	
利用管理	5,390	
事務費	14,823	
修繕費	8,595	
一般管理費等経費	12,272	
管理運営経費計	183,205	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。

平成27年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書(野球場)

<利用料金収入>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	37,992	
行為許可使用料	14,992	
利用料金収入計	52,984	

<指定管理委託費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	76,608	

<管理運営経費>

(単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	124,635	
人件費	37,497	
事業費	72,371	
光熱水費	17,018	
清掃	7,662	
警備	1,099	
人工芝維持管理	3,323	
設備運転監視	16,221	
施設・設備保守点検	26,048	
その他	1,000	
事務費	11,695	
修繕費	3,072	
一般管理費等経費	4,957	
管理運営経費計	129,592	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。

平成27年度 鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園) 資金計画書(南地区・園地)

<利用料金収入> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
有料公園施設使用料	0	
行為許可使用料	0	
利用料金収入計	0	

<指定管理委託費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
県からの指定管理委託料	44,593	

<管理運営経費> (単位:千円)

項目	年間予算	備考
維持管理費	40,396	
人件費	14,868	
事業費	19,745	
光熱水費	4,968	
植物管理	7,545	
施設管理	3,227	
清掃	2,389	
巡視・点検	700	
利用管理	916	
事務費	2,668	
修繕費	3,115	
一般管理費等経費	4,197	
管理運営経費計	44,593	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。